

令和4年 第13回 福岡市選挙管理委員会

6月21日（火） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第11号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ④ 令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について
- ⑤ 衆議院小選挙区の区割り変更について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和4年7月14日（木） 午前10時30分
- ・令和4年7月20日（水） 午前10時30分
- ・令和4年8月5日（金） 午前10時30分



## 議案第11号

### 直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和4年6月21日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和4年6月21日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
25,909人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数  
215,908人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
261,931人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
東 区 85,825人  
博多区 66,425人  
中央区 55,622人  
南 区 72,519人  
城南区 34,938人  
早良区 59,961人  
西 区 56,528人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

## 1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条  
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条  
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条  
議会の解散請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (4) 地方自治法第80条  
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条  
長の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (6) 地方自治法第86条
  - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求  
(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
  - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
  - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
  - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条  
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

## 2 計算式

### 1 について

$$\text{全 市} \quad 1,295,448 \times 1/50 = 25,908.96 \rightarrow 25,909$$

### 2 について

$$\text{全 市} \quad 1,295,448 \times 1/6 = 215,908$$

### 3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,295,448 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 261,930.99 \rightarrow 261,931 \end{aligned}$$

### 4 について

$$\text{東 区} \quad 257,474 \times 1/3 = 85,824.66 \rightarrow 85,825$$

$$\text{博多区} \quad 199,274 \times 1/3 = 66,424.66 \rightarrow 66,425$$

$$\text{中央区} \quad 166,864 \times 1/3 = 55,621.33 \rightarrow 55,622$$

$$\text{南 区} \quad 217,556 \times 1/3 = 72,518.66 \rightarrow 72,519$$

$$\text{城南区} \quad 104,814 \times 1/3 = 34,938$$

$$\text{早良区} \quad 179,882 \times 1/3 = 59,960.66 \rightarrow 59,961$$

$$\text{西 区} \quad 169,584 \times 1/3 = 56,528$$

※ 端数は切り上げる。

報告事項1

令和4年6月21日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区分	6月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	令和4年6月2日以降の抹消者数						6月1日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和4年6月21日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)			
		6月8日 区委員長 専決分	6月13日 区委員長 専決分	6月21日区委員会議決分			抹消者 の合計 (b)			男	女	合計(g)				
				死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者										
東区	256,847	1	0	546	126	419	1	547	186	184	0	1,172	123,308	134,166	257,474	627
博多区	198,666	0	0	676	94	582	0	676	282	268	0	1,270	95,451	103,823	199,274	608
中央区	166,398	0	0	410	46	364	0	410	262	285	0	899	72,515	94,349	166,864	466
南区	217,131	0	0	418	111	307	0	418	213	207	0	837	99,864	117,692	217,556	425
城南区	104,654	0	0	180	47	133	0	180	138	178	0	380	48,807	56,007	104,814	160
早良区	179,578	0	0	335	98	237	0	335	219	195	0	615	83,206	96,676	179,882	304
西区	169,245	0	1	304	95	209	0	305	164	147	0	627	79,322	90,262	169,584	339
市合計	1,292,519	1	1	2,869	617	2,251	1	2,871	1,464	1,464	0	5,800	602,473	692,975	1,295,448	2,929

## 報告事項 2

### 在外選挙人名簿登録者数について

6月7日～6月21日区専決処分及び委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	136	0	2	0	138
博 多 区	98	2	0	1	99
中 央 区	158	0	0	2	156
南 区	140	2	0	2	140
城 南 区	81	0	0	0	81
早 良 区	118	1	0	0	119
西 区	73	1	1	0	75
福岡市計	804	6	3	5	808

(前回報告分)

## 在外選挙人名簿登録者数について

5月21日～6月6日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	135	1	0	0	136
博 多 区	97	1	0	0	98
中 央 区	158	0	0	0	158
南 区	141	1	0	2	140
城 南 区	80	1 ※	0	0	81 ※
早 良 区	117	1	0	0	118
西 区	71	2	0	0	73
福岡市計	799	7 ※	0	2	804 ※

※城南区について、6月6日の市選挙管理委員会で報告した数値は「前回以降の新規登録者数」が0、「今回登録者数」が80であるが、委員会終了後、城南区から登録者数の修正について報告を受けたため、関係項目の数値を修正している。

### 報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

#### 記

##### 交付数

##### 1 市議会議員選挙

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 15人（全交付数 31人）   |
| (2) 後援団体用 | 15団体（全交付数 32団体） |

##### 2 市長選挙

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人）   |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |



## 報告事項 4

### 令和4年度 福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について

市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象に、明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施するもの。

#### 1 目的

- (1) 選挙啓発ポスターの作成をきっかけとして、将来有権者となる児童・生徒に政治や選挙への関心を高めてもらう。
- (2) 入選作品展を開催する等により、多くの有権者に、児童・生徒の政治や選挙への期待が込められた作品に触れてもらい、選挙の重要性や投票の意義について理解してもらう。

#### 2 募集方法

市教育委員会の後援のもと、市内の全小・中・高等学校・特別支援学校に依頼文及び実施要領を送付する。

(小学校 148 校、中学校 82 校、高等学校 43 校、特別支援学校等 10 校 計 283 校)

※ 令和3年度の応募作品数 60 校 580 点 入選作品数 60 点

#### 3 日程

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 学校への依頼（作品募集）               | 6月8日      |
| 募集期間                           | 7月1日～9月7日 |
| (2) 選挙管理委員会ホームページや市政だよりへ募集記事掲載 | 7月上旬      |
| (3) 市審査（教育委員会協力）               | 9月20日 ※予定 |
| (4) 県審査（市優秀作品の県コンクール参加）        | 9月下旬～10月  |
| (5) 国審査（県優秀作品の国コンクール参加）        | 11月上旬     |
| (6) 選挙管理委員会ホームページへ入選作品掲載       | 12月       |
| (7) 市入選作品展（本庁・各区役所等で巡回展示）      | 12月～2月    |
| (8) 作品返還及び賞状・記念品配布             | 2月～3月     |

#### 4 主催

福岡市・区明るい選挙推進協議会

福岡市・区選挙管理委員会

## 衆議院小選挙区の区割り変更について

令和 4 年 6 月 16 日に、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告が内閣総理大臣に対して行われ、福岡市内の衆議院小選挙区（福岡県第 1 区）について、区割り変更案が示された。

※ 今後、区割り変更についての法案が秋の臨時国会に提出され審議される見込み（報道による）。

区割り変更の正式決定は、この法案が成立した後となる。

### 1 区割り変更の内容

東区の一部の区域（多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区に属する区域）が福岡県第 4 区に変更された。

詳細は別紙のとおり。

### 2 周知方法

#### (1) 対象地域への周知

- ① 東区自治組織会長会で説明（6 月 21 日）
- ② 選挙区が変更となる地域へのチラシ配布（選挙前）
- ③ 投票所（当日投票及び期日前投票）に選挙区が変更となった旨の掲示（選挙時）

#### (2) 市民への周知

- ① ホームページ（6 月 17 日）
- ② 市政だより（法改正後）

### 3 投票の方法

#### (1) 期日前投票

- ① 期日前投票所の場所（区役所、なみきスクエア、市役所）は変更ないが、受付を選挙区ごとに分ける。
- ② 選挙人は自分の住所が属する選挙区の受付にお越しいただくことになる。

※ 違う選挙区では受付ができないようにシステムを設定するので、違う選挙区の投票をしてしまうことはない。

#### (2) 投票日当日の投票

投票日当日の投票所の場所はこれまでと変わらない。

また、一つの投票所で 2 つの選挙区の投票を行うことはない。

#### 【参考】区割り変更について

○一票の較差是正のため、選挙区の人口が令和 2 年国勢調査確定値で、最小選挙区の 2 倍未満になるように選挙区の境界を見直す必要があったもの

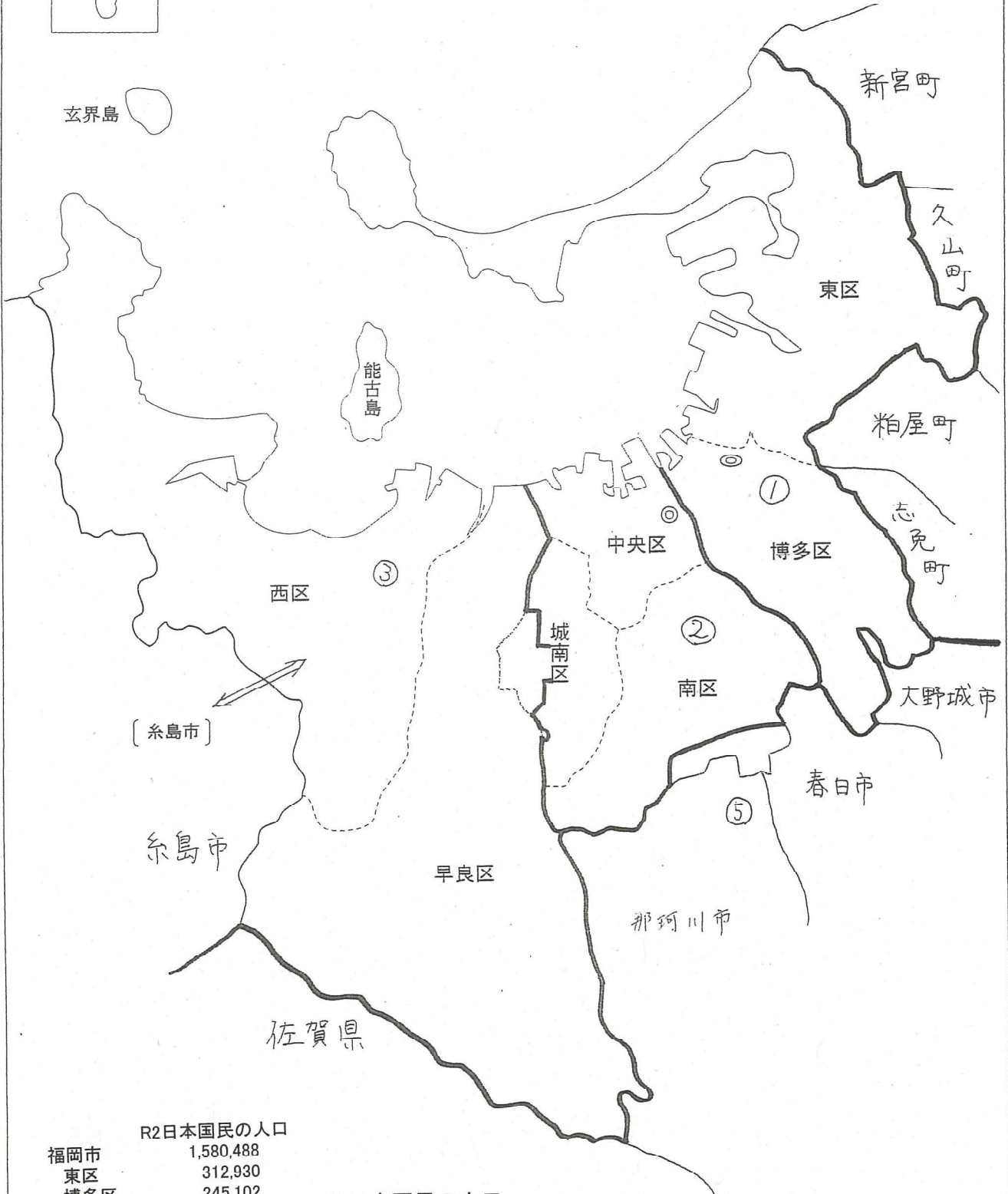
○福岡県内では、第 1 区（東区、博多区で構成）が 2 倍を超えており、境界見直しが行われた

選挙区	旧選挙区区域	新選挙区区域																																								
福岡県 第1区	東区 博多区	東区(第4区に属する区域を除く) 博多区																																								
福岡県 第2区	中央区 南区(第5区に属する区域を除く) 城南区(第3区に属する区域を除く)	変更なし																																								
福岡県 第3区	城南区〔七隈、梅林投票区に属する区域〕 早良区 西区 糸島市	変更なし																																								
福岡県 第4区	宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡(7町)	<p>東区〔多々良第一、多々良第二、八田、青葉第一、青葉第二投票区に属する区域〕</p> <table border="1"> <tr> <td>大字香椎(1番から118番まで)</td> <td>土井一丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田一丁目</td> <td>土井二丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田二丁目</td> <td>土井三丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田三丁目</td> <td>土井四丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田四丁目</td> <td>八田一丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田五丁目</td> <td>八田二丁目</td> </tr> <tr> <td>大字名子</td> <td>八田三丁目</td> </tr> <tr> <td>みどりが丘一丁目</td> <td>八田四丁目</td> </tr> <tr> <td>みどりが丘二丁目</td> <td>多々良一丁目</td> </tr> <tr> <td>みどりが丘三丁目</td> <td>多々良二丁目</td> </tr> <tr> <td>名子一丁目</td> <td>若宮一丁目</td> </tr> <tr> <td>名子二丁目</td> <td>多の津一丁目</td> </tr> <tr> <td>名子三丁目</td> <td>多の津二丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉一丁目</td> <td>多の津三丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉二丁目</td> <td>多の津四丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉三丁目</td> <td>多の津五丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉四丁目</td> <td>松島三丁目(31番から35番まで)</td> </tr> <tr> <td>青葉五丁目</td> <td>松島五丁目(21番から29番まで)</td> </tr> <tr> <td>青葉六丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青葉七丁目</td> <td></td> </tr> </table> <p>宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡(7町)</p>	大字香椎(1番から118番まで)	土井一丁目	蒲田一丁目	土井二丁目	蒲田二丁目	土井三丁目	蒲田三丁目	土井四丁目	蒲田四丁目	八田一丁目	蒲田五丁目	八田二丁目	大字名子	八田三丁目	みどりが丘一丁目	八田四丁目	みどりが丘二丁目	多々良一丁目	みどりが丘三丁目	多々良二丁目	名子一丁目	若宮一丁目	名子二丁目	多の津一丁目	名子三丁目	多の津二丁目	青葉一丁目	多の津三丁目	青葉二丁目	多の津四丁目	青葉三丁目	多の津五丁目	青葉四丁目	松島三丁目(31番から35番まで)	青葉五丁目	松島五丁目(21番から29番まで)	青葉六丁目		青葉七丁目	
大字香椎(1番から118番まで)	土井一丁目																																									
蒲田一丁目	土井二丁目																																									
蒲田二丁目	土井三丁目																																									
蒲田三丁目	土井四丁目																																									
蒲田四丁目	八田一丁目																																									
蒲田五丁目	八田二丁目																																									
大字名子	八田三丁目																																									
みどりが丘一丁目	八田四丁目																																									
みどりが丘二丁目	多々良一丁目																																									
みどりが丘三丁目	多々良二丁目																																									
名子一丁目	若宮一丁目																																									
名子二丁目	多の津一丁目																																									
名子三丁目	多の津二丁目																																									
青葉一丁目	多の津三丁目																																									
青葉二丁目	多の津四丁目																																									
青葉三丁目	多の津五丁目																																									
青葉四丁目	松島三丁目(31番から35番まで)																																									
青葉五丁目	松島五丁目(21番から29番まで)																																									
青葉六丁目																																										
青葉七丁目																																										
福岡県 第5区	南区〔弥永、弥永西、老司、鶴田投票区に属する区域〕 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 筑前町 東峰村	変更なし																																								

# 福岡市



玄界島



R2日本国民の人口

福岡市	1,580,488
東区	312,930
博多区	245,102
中央区	201,659
南区	260,154
西区	209,979
城南区	131,709
早良区	218,955

R2日本国民の人口

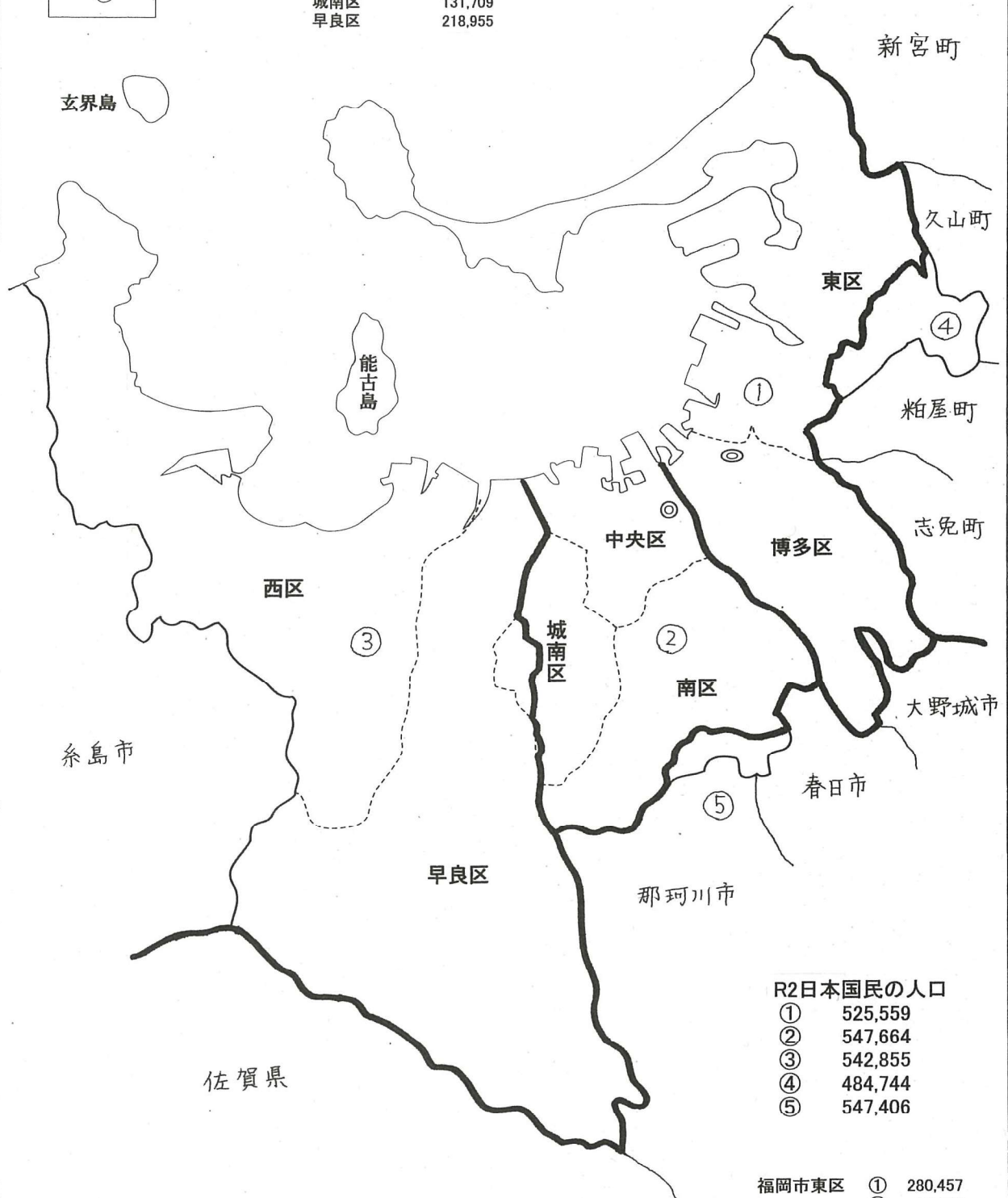
①	558,032
②	547,664
③	542,855
⑤	547,406

福岡市南区	②	230,500
福岡市城南区	⑤	29,654
	②	115,505
	③	16,204

# 福岡市



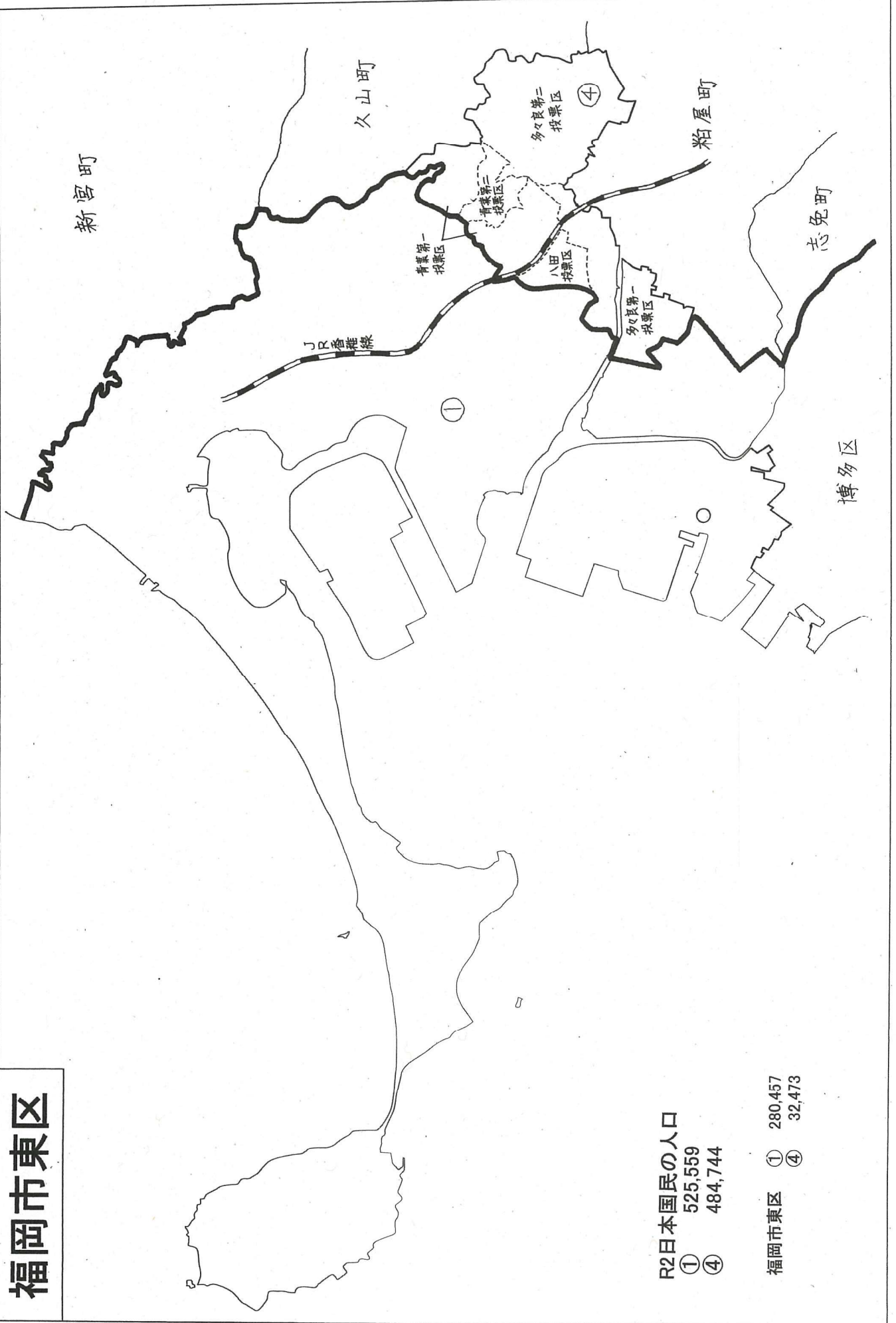
R2日本国民の人口	
福岡県	5,068,515
福岡市	1,580,488
東区	312,930
博多区	245,102
中央区	201,659
南区	260,154
西区	209,979
城南区	131,709
早良区	218,955



R2日本国民の人口	
①	525,559
②	547,664
③	542,855
④	484,744
⑤	547,406

福岡市東区	①	280,457
福岡市東区	④	32,473
福岡市南区	②	230,500
福岡市南区	⑤	29,654
福岡市城南区	②	115,505
福岡市城南区	③	16,204

福岡市東区



R2日本国民の人口

① 525,559

④ 484,744

福岡市東区 ① 280,457

④ 32,473